

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	法人組織再編取引に係る一般的否認規定による税務否認の態様 : 判例を素材とした行為計算否認規定の適用可能性に係る若干の考察
Author(s)	手塚, 貴大
Citation	広島大学マネジメント研究 , 21 : 35 - 46
Issue Date	2020-03-26
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/48991">10.15027/48991</a>
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048991">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048991</a>
Right	Copyright (c) 2020 by Author
Relation	



# 法人組織再編取引に係る一般的否認規定による 税務否認の態様

— 判例を素材とした行為計算否認規定の適用可能性に係る若干の考察 —

Ways to regulate tax avoidance by tax payers with GAAR about corporate re-organization transactions: A case study about effective adaptations of special GAAR for the closed company “Dozoku-Kaisyu”

手塚 貴大  
Takahiro Tezuka  
広島大学社会科学研究所  
法政システム専攻 教授

## 要 約

本稿は、法人税法132条1項の適用可能性について、近時の判例を素材として検討するものである。同族会社の行為計算否認規定のような一般的否認規定は、租税法律主義の観点から、その適用につき批判があるが、課税庁により利用される可能性があり、納税義務者には税務上のリスクとなる。とはいえ、本稿で検討する判決の判旨によれば、経営判断の尊重という形で納税義務者の取引が原則として尊重されること、経済的合理性の基準の採用、さらにそれを具体化した基準の定立がなされた上で、個別の取引につき否認がなされると解されることから、これを例外的適用というか否かは措くとしても、必ずしも予測可能性、法的安定性を損なうわけではないかもしれない。加えて、個別の否認規定では租税回避規制に実効性が欠けるため、今後は同族会社に限定されない一般的否認規定の整備が検討課題である。

キーワード：租税法律主義，同族会社，一般的否認規定，租税回避，経営判断，経済的合理性

- 一 検討の視角
- 二 事案の概要と判旨
- 三 検討—一般的否認規定による否認の論理—
- 四 結語

## 一 検討の視角

わが国においては租税回避の否認に際しては、原則的に個別の否認規定を要するとの立場が通説であろう<sup>1</sup>。個別の否認規定の必要性に与する立場に支持が集まることの根拠は、法律上否認対象の取引がまさに個別具体的に法律上規定されている点で、租税法律主義の要請を満たすということに求められよう。すなわち、法律上否認対象が納税義務者にとって明確にされている場合には、納税義務者は予測可能性、法的安定性を損なうこと

はない。

ところが、周知のように、個別の否認規定では、租税回避行為が先行して実施されるならば、それを否認するための法律上の規定がない場合には、租税回避行為が蔓延ることになるため、適正かつ公平な課税を実現するための税制としての機能性は不十分であると評価できる。そこで、納税

<sup>1</sup> 金子宏『租税法 第二十三版』（弘文堂、2019年）139頁。

義務者が形式上選択したわけではない、いわゆる真実の法律関係に基づく課税が可能となるそうした租税回避行為が私法上無効であると評価可能である場合はともかくとして<sup>2</sup>、一般的否認規定の適用可能性が追求されるべきことになる<sup>3</sup>。

この一般的否認規定については、個別的否認規定とは異なり、否認対象となる取引は法律の条文上明確ではない。この点、個別的否認規定のもとでは充足されている課税要件明確主義の要請を少なくとも同程度には満たさない。とはいえ、前叙の税制の機能性という問題点を直視すれば、一般的否認規定の適用可能性はなお検討する必要がある。ここで問題となるのは、同族会社に係る行為計算否認規定である。かつては、この一般的否認規定が課税要件明確主義の要請を満たさないと訴訟で争われたが、近時ではそうではなく、具体的な事案における適用可能性が争われている。そこで、本稿は、極めて限定された範囲ではあるが、東京地判令和元年6月27日LEX/DB25570412を中心として近時の若干の判例を素材として、実定法上の一般的否認規定である、法人税法（以下、単に「法」とすることがある）132条に規定される同族会社の行為計算否認規定について適用可能性を、紙幅の都合上若干かつ雑駁ではあるが、検討することとしたい<sup>4</sup>。

## 二 事案の概要と判旨

### （一）事実関係

判文によれば、以下のような事実関係が認められる。

ヴィヴェンディはフランス法人であり、メディア事業、テレビ事業、映画事業、音楽事業等を行うヴィヴェンディ・グループ法人における究極の親会社である。ヴィヴェンディによる音楽事業は平成12年12月のカナダ法人であるシーグラムとの合併により開始された。シーグラム・グループは、音楽事業を行うユニバーサル・ミュージック・グループをその傘下に有していたところ、さらに、平成10年6月、オランダ法人であるフィリップス社から、ポリグラム・グループにおける親会社であるポリグラム・エヌ・ヴィ（PolyGram N. V.）を買収し、同グループをユニバーサル・ミュージック・グループに統合したのであって、ヴィヴェンディ・グループの音楽部門を担う

UMG部門が構築された。こうした買収によりヴィヴェンディ・グループ傘下の子会社は増加し、資本関係も複雑となっていった。

原告Xは、平成20年10月7日に後述のCMHLを完全親会社として設立された音楽事業を目的とする日本法人（合同会社）であり（本件設立）、ヴィヴェンディの間接的な完全子会社であって、法人税法2条10号の同族会社に当たる。CMHL（CMHL B. V.）は、オランダに所在するヴィヴェンディ・グループ法人であり、CMH（英国に所在するヴィヴェンディ・グループ法人であり、持株会社かつ金融会社である。）により平成20年9月25日に設立されたCMHの完全子会社であり、中間持株会社であって、同年10月7日に完全子会社であるXを設立した。

ヴィヴェンディ・グループは、Xについて、以下のような組織再編取引を実施した（本件組織再編取引。なおこれには前叙のXの設立も含む）。まず、Xは、平成20年10月29日、CMHLから295億円の追加出資を受けた（本件増資）。その原資は、ヴィヴェンディが外部の金融機関に預金していたUMO（ヴィヴェンディ・グループの英国法人）の余剰資金につき、本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させて得た約1億9995万ポンドを、UMGTを介してUMOに戻した上、UMOからCMHに出資し、CMHがこれをユーロに両替した上でCMHLに出資し、CMHLがこれを円に両替した上でXに出資した。次にXはUMIF（フランスに所在するヴィヴェンディ・グループ法人）から866億6132万円の融資を受けた（本件借入）。この借入の原資はUMIFがヴィヴェン

<sup>2</sup> 通謀虚偽表示がその例である。いわゆる私法上の法律構成による否認論も含めて、筆者によるものとして、参照、手塚貴大「通謀虚偽表示」木村弘之亮／酒井克彦編著『租税正義と国税通則法総則』（信山社、2018年）245頁以下。

<sup>3</sup> 筆者は、税務行政法の視点からの議論として、以下の論文を執筆したことがある。参照、手塚貴大「租税法律主義」日税研論集75号312頁以下。

<sup>4</sup> 筆者はかつて同族会社の行為計算否認規定の適用に係る判例動向を検討したことがある。参照、手塚貴大「行為計算否認規定を中心とした同族会社課税の諸問題（1）～（4）一判例の整理および理論の現状分析、そしてその展望」広島法学35巻1号37頁以下、同36巻2号37頁以下、同36巻3号1頁以下、同36巻4号49頁以下。また、法132条1項に係る整理として、太田洋／伊藤剛志共編著『企業取引と税務否認の実務』（大蔵財務協会、2015年）15頁以下。

ティから借り入れたものである。そして、この借入を利用し、Xは平成20年10月29日にUMTC（オランダに所在するヴィヴェンディ・グループ法人であり、昭和36年10月13日に設立された中間持株会社であって、直後に触れるUMKKがXに買収されるまで同社の直接の親会社であった。）からUMTCが保有するUMKK（昭和56年9月19日に設立された音楽事業を目的とする日本法人であり、ヴィヴェンディの間接的な完全子会社であった。）株式（全発行済株式にあたる94万7000株）を1144億1800万円で購入した（本件買収）。さらに、XはMGBBV（ヴィヴェンディ・グループのポリグラムの完全子会社であるオランダ法人）からは、平成20年10月29日に、MGBBVが保有する日本法人であるMGBKK株式（全発行済株式にあたる500株）を14億6900万円で購入した（本件MGBKK買収）。さらに、Xは、V2（CMHの完全子会社である英国法人）からその保有する日本法人であるV2J株式（全発行済株式にあたる9000株）を32万円で購入した（本件V2J買収）。なお、本件借入のうち貸付金300億円に係る原資は、ヴィヴェンディが外部の金融機関に預金していたUMKKの余剰資金につき、本件ユーロ・円通貨スワップ取引を終了させて得た300億円を、UMGTを介して本件借入に係る貸主であるUMIFに送金したものである。そして、本件買収の代金は、買主であるXから売主であるUMTCに支払われた後、ユーロに両替された上で、UMTCからオランダ法人であるUIMBV及びポリグラムに貸し付けられ、これらの法人はこれを原資としてUMGT又はUMIFに対する借入金の返済をし、UMGT及びUMIFは返済を受けた資金を（UMIFについてはUMGTを介して）ヴィヴェンディに送金した。さらに、本件MGBKK買収の代金は、買主であるXから売主であるMGBBVに支払われた後、ユーロに両替された上で、オランダ法人であるUIMBVに貸し付けられ、UIMBVはこれを原資としてUMGTに対する借入金の返済をし、UMGTは返済を受けた資金をヴィヴェンディに送金した。Xは、平成20年11月6日、資本金100万円で、UMPGKを設立した。

以上によりUMGT又はUMIFが返済を受けてヴィヴェンディに送金した金額は、合計約9億

5875万ユーロであり、UIMBV及びポリグラムがUMGT又はUMIFに対して負っていた借入金債務の約3割に相当する。

その後、Xは、UMKKとの間で、平成20年11月10日、Xを存続会社とし、UMKKを消滅会社として吸収合併する旨の契約を締結し、平成21年1月1日、UMKKを吸収合併し、これによりUMKKは消滅した（本件合併）。Xは、UMKKが保有していた307億8030万円をもって、本件借入れに係る債務の一部（元金300億円及び利息（7億8030万円））を返済し、UMIFは、その返済を受けた資金をもってヴィヴェンディに対する債務を返済した。これにより、XのUMIFに対する債務は566億6132万円（元金）となった。加えて、UMPGK、MGBKK及びUMPCK（UMKKの完全子会社である日本法人）は、UMPGKを存続会社とし、MGBKK及びUMPCKを消滅会社とする吸収合併に係る契約を締結し、平成21年7月1日に合併の効力が生じたことにより消滅会社である同2社は消滅した。

以上の組織再編取引に係る資金についてはヴィヴェンディ・グループ内での資金のやり取りを通じて調達がなされた（本件財務関連取引）。ヴィヴェンディ・グループではいわゆる資金集中管理制度（CMS）が採用され、外部の金融機関はUMGT、UMIF（いずれもヴィヴェンディ・グループのフランス法人）を通じてヴィヴェンディ・グループとの金融を行い、さらにはグループ内の資金管理もUMGT、UMIFが実施することになっていた。

さて、以上の結果、ヴィヴェンディ・グループ内の資本関係には次のような構成をとることとなった。（ア）英国法人であるCMHは、オランダ法人であるCMHLの持分を100%保有することとなった。（イ）CMHLは、日本法人であるXの持分を100%保有することとなった。（ウ）Xは、日本法人であるUMPGK及びV2Jの持分をそれぞれ100%保有することとなった。（エ）UMTC、MGBBV及びV2は、いずれも日本法人の持分を有さないこととなった。

なお、ヴィヴェンディ・グループにおいては、平成20年7月23日付けで作成した「ユニバーサル・ミュージック・グループ・インターナショナル ジャパン リストラクチャリング〔日本組織

再編]」と題する書面には、「本件取引の目的」として、次のとおり記載されている。〔1〕「オランダの借入金のレベルを減少させるための資金を調達すること。」、〔2〕「日本における会社関係を1つの会社の傘下にまとめること。」、〔3〕「日本における音楽出版会社を1つの法人にまとめること。」、〔4〕「日本から円余剰資金を移転させ、ヴィヴェンディが為替リスクのヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を可能ならしめること。」、〔5〕「日本の資本構造に借入金を発生させること。」、〔6〕「(配当制限のある英国から余剰資金を移転させ、また、その資本構造を英国の役員による経営管理体制に適合させるため)日本のオペレーションを英国管轄下に置くこと。」、〔7〕「米国税制の観点から柔軟性を有する日本の企業体を活用すること。」、〔8〕「現在検討中で将来起り得る可能性のある第三者の日本の音楽企業の買収と、ユニバーサル・ミュージック・グループの音楽企業との結合に対応すること(交渉の完了とデューディリジェンスが必要である。)」(判文によると、以上の8つの目的を実現するべく注力する事情が本件組織再編取引等の実施に際して存在するか否かが判文上検討された上で、それが肯定されている。なお、判文においては、前叙の8つの目的とそれに係る本件組織再編取引等が法132条1項における経済的合理性を有するか否かの検討が行われているが、それは次(二)で触れる)。

Xは、本件借入に係る利息分を損金算入したのであるが、平成20年12月期から平成22年12月期まで、平成23年12月期、平成24年12月期の各事業年度の法人税について、確定申告を行ったが、被告課税庁Yは、それぞれについて平成24年3月27日付けで、平成20年12月期更正処分、平成21年12月期更正処分及び同賦課決定処分、平成22年12月期更正処分及び同賦課決定処分を、平成29年2月24日付けで、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を、平成30年2月27日付けで、別平成24年12月期更正処分及び同賦課決定処分をした。その後、Xは、いずれの課税処分等について適法な不服申立手続を経て、出訴した。

## (二) 判旨

結論は原告Xの請求認容である。そして、判

旨は大要以下のように述べた。なお、法人税法132条1以降の解釈論に係る箇所を中心に示すこととする。

1 「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義とされる法人税法132条1項の解釈論について。

「ア(ア) 法人税法132条1項1号は、税務署長は、内国法人である同族会社に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる旨を定めている。これは、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、同族会社の法人税の税負担を減少させる行為や計算を行うことが容易であることに鑑み、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解される(①)。このような同号の趣旨に照らせば、当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質の見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される(②)。

(イ) 利益を産み出し、これを出資者である株主や社員に対して還元することを究極の目的とする会社にあつては、事業の目的に沿った種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができる。仮に、税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的

合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することができる

とすれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれが生じるといわざるを得ない(③)。

したがって、当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない(④)。

そして、同族会社にあつては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であつて、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない(⑤)。

以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそな

いといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである(⑥)。」

## 2 経済的合理性の有無を判断する際の対象法人と対象行為・計算

### 「イ 経済的合理性の有無を判断する対象

#### (ア) 対象となる法人

法人税法132条1項は、「次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合」において、「その法人」の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、「その法人に係る」法人税の課税標準等を計算することができる旨規定している。このような同項の文言によれば、「その法人」とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人(更正対象法人)をいうものであると解される。

本件においては、本件各更正処分を受けた法人である原告がこれに該当する。

#### (イ) 対象となる行為又は計算

法人税法132条1項は、税務署長は、同項各号が定める法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、「その法人の行為又は計算」で、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」があるときは、その行為又は計算にかかわらず、その法人に係る法人税の課税標準等を計算することができる旨定めている。このような同項の文言によれば、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算(直接起因行為)であると解するのが相当である(⑦)。

これを本件についてみると、本件各事業年度における原告の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為(直接起因行為)は、本件借入れであり、原告は、本件借入れに基づきUMIFに対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものである・・・。

(ウ) 以上によれば、本件において、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性を判断するに当たっては、原告による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断するのが相当である。」

「・・・被告の・・・解釈は、法人税法132条1項の明文に反するものであつて、採用することができない(⑧)。また、本件借入れが本件一連の行為の一環としてされたものであることを考慮しても、法人税の負担を減少させたのは本件借入れによるものであり、本件設立、本件増資、本件買収及び本件合併の各行為は法人税の負担の減少とは無関係であるから、これらの行為について同項による否認の対象とする必要性もないというべきである。なお、仮に被告主張のように本件一連の行為(又はそのうち本件設立を除いた行為)を否認することとなれば、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併の各行為がなかったものとして法人税の課税標準等が計算されるはずであるが、他方において、被告は、法人税の課税標準等の計算については、これらの行為が存在しないことを

前提として計算することが困難あるいは不合理であるとして、結局、本件借入れをなかったものとみて本件利息の額を損金の額に算入せずに課税標準等の計算をすれば足りるものと主張しており・・・、本件において否認の対象となる行為について更正対象法人以外の者による直接起因行為以外の行為も含めるものと解した場合の法的帰結との関係は不明であるといわざるを得ない。」

「ところで、本件において否認の対象となる行為（経済合理性の有無を判断する対象となる行為）が原告による本件借入れのみであると解した場合でも、その経済的合理性の有無を判断するに当たっては、上記ア（イ）において説示したとおり、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮すべきであるから、本件借入れがその一部に組み込まれている本件一連の行為に係る事情や、グループ法人として原告と密接な関係にあったUMKKに係る事情も考慮すべきことは当然である（⑨）。つまりところ、被告の主張は、本件借入れに係る経済的合理性の有無の判断について、ヴィヴェンディ・グループ全体からみて経済的合理性があるか否かではなく、原告ないしUMKKからみて経済的合理性があるか否かという観点から判断されるべきであるという趣旨をいうに帰するものといわざるを得ない。」

### 3 本件における経済的合理性について

判文では、〔1〕原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した本件8つの目的（及びこれらの目的を同時に達成しようとしたこと）が合理性を有するものか、〔2〕本件8つの目的を達成する手段として、本件組織再編等スキームに基づく本件組織再編取引等を行ったことが相当であるか、〔3〕上記の目的及び手段が、ヴィヴェンディ・グループ全体にとってだけでなく、原告にとっても経済的合理性を有するものといえるかについて検討がなされている（紙幅の都合上、以下に判文の一部を引用する）。

#### （1）8つの目的に係る合理性について

「・・・ヴィヴェンディ・グループは、平成12年以降、次々に企業買収を繰り返し、その結果、UMG部門の子会社数が増加し、グループ内の資本関係も複雑化したことから、法人数を減らすと

ともに、資本関係を整理するための組織再編が進められてきたところ、本件各日本法人について見ると、〔1〕UMKKはオランダ法人であるUMTCの完全子会社であり、MGBKKはオランダ法人であるMGBBVの完全子会社であり、V2Jは英国法人であるV2の完全子会社（CMHの間接的な完全子会社）であったため、本件各日本法人がそれぞれ異なる親会社と資本関係を有する状態となっていたこと、〔2〕日本という1つの国にUMPKKとMGBKKという2つの音楽出版会社が存在する状態となっていたこと、〔3〕ヴィヴェンディ・グループのUMG部門では、北米及び南米を除く地域における音楽事業については英国法人であるUMGIが業務管理を統括しており、本件各日本法人に対する事業遂行上の指揮監督もUMGIが行っていたところ、日本法人であるUMKK及びMGBKKはいずれもオランダ法人の子会社であったため、英国法人と直接の資本関係を有していなかったことが認められる。

一般に、資本関係は親会社が子会社に対して事業遂行上の指揮監督を及ぼす根拠となるものであるから、企業グループにおける親子会社間の重層的な資本関係が簡素化されれば、重要な意思決定に係る手続の短縮などのメリットがあるといえ、あえて複雑な資本関係のままとする経済的理由は通常考え難い。また、同種の事業を行う複数の会社を統合して1つの会社とすることや、企業グループにおける資本関係と事業遂行上の指揮監督関係との間に齟齬がみられる場合に両者を一致させることも、経営の効率化や管理コストの低減の観点から、経済的合理性を有するものといえる（なお、音楽出版会社は音楽著作物の著作権を扱っているため、著作権の一元的な管理という観点からも、複数の音楽出版会社を統合する必要性は高いといえる。）（⑩）。

そうすると、本件においても、異なる親会社の下にあった本件各日本法人につき資本関係を再編成するとともに、2つの音楽出版会社を1つの法人に統合し、さらに、オランダ法人の子会社であったUMKK及びMGBKKを英国法人の資本下に置くことによって事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させること・・・は、資本関係の簡素化や経営の効率化等の観点から、いずれも経済的合理性を有するものであると認められる。」

「・・・ユニバーサル・ミュージック・グループにおける企業買収等のための資金の借入れにより多額の負債を抱えていたオランダ法人のUMBV及びポリグラムは、平成19年において、UMGT又はUMIFに対する負債が約31億ユーロに上り、支払利息が営業利益を上回っている状況であったのに対し、日本法人であるUMKKは、平成18年12月期から平成20年12月期までの営業利益が約74～111億円と多額である一方、支払利息は約110～460万円と極めて少ない状況であった。

UMGT及びUMIFはヴィヴェンディ・グループのCMS（資金集中管理制度）の統括会社であり、ヴィヴェンディが外部の金融機関から借り入れて調達した資金はUMGT又はUMIFを通じてヴィヴェンディ・グループ法人に貸し付けられる・・・ことからすれば、UMGT又はUMIFから貸付けを受ける各法人の財務状況は、外部の金融機関から借入れを行うヴィヴェンディ（又はヴィヴェンディ・グループ全体）の信用に少なからず影響があるものと推認される。

そして、一般に、企業グループにおいて借入金の返済に係る経済的負担を資本関係の下流にある子会社に負担させる場合（いわゆるデット・プッシュ・ダウン）において、その経済的負担をグループ内のどの子会社に負わせるのかについては、財務上の観点からは、規模が大きく多額の利益を計上している事業会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている。・・・なお、多額の営業利益を計上している日本法人に負債を負わせれば、これにより日本法人の法人税の負担も減少することとなるが、税務上の目的と財務上の目的とは別個のものであり、上記のとおり財務上の観点から日本法人に負債を負わせることが不合理といえない以上、法人税の負担の減少という税務上の効果が併せて得られることをもって、かかる財務上の目的による行為の経済的合理性が否定されるものではないというべきである。（⑩）」

「・・・日本法人であるUMKKに生じていた余剰資金約363億円は、UMGTを通じてヴィヴェンディに貸し付けられ、外部の金融機関に円建てで預金されていたところ、ヴィヴェンディ・グループのヘッジポリシーに従い行われていた本件ユーロ・円通貨スワップ取引では、円の低い金利（年

0.97%）とユーロの高い金利（年4.33%）の金利差によって生じる手数料として年間約800万ユーロを当該金融機関に対して支払うべきこととなっていた。また、英国法人であるUMOに生じていた約2億ポンドの余剰資金についても、ヴィヴェンディのポンド建ての預金について本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていたところ、将来、ユーロの金利が上昇するなどして両通貨の金利差が生じた場合には、上記のような手数料負担が生じる可能性があった。

以上のようなヴィヴェンディ・グループにおける外貨建ての余剰資金の取扱いの実情に照らせば、UMKK及びUMOの余剰資金を解消し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引及び本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させること・・・は、上記各取引による手数料負担を免れ、資産管理のコストを軽減するものとして、経済的合理性を有するということができる。（⑪）」

(2) 本件組織再編取引等の実施に係る相当性

「・・・本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであり、本件8つの目的を達成する手段として相当であったと認められる。」

(3) 目的および実施された取引に係るXにとっての経済的合理性

「・・・本件8つの目的のうち日本の関連会社に係る資本関係の整理は、資本関係の簡素化のほか、経営の効率化や管理コストの低減が期待できるものであって・・・、日本における統括会社である原告にとって経済的合理性を有することは明らかである。また、原告の組織形態を合同会社としたことについても、将来における企業買収等の際に意思決定や執行をより機動的に行うことができるというメリットが認められる・・・。」「・・・グループ内における負債の経済的負担の配分や、為替リスクのヘッジに係るコストなどの課題への対応は、ヴィヴェンディの対外的な信用を高め、資金調達のコストを軽減することとなるなど、ヴィヴェンディ・グループ全体の財務態勢を強化するものである・・・ところ、原告を含むヴィヴェンディ・グループ法人は、UMGT又はUMIFを統括会社とするCMS（資金集中管理制度）に参加することにより、外部との金融取引を一括して行うヴィヴェンディの信用力（又はその背景にある

ヴィヴェンディ・グループ全体の信用力)を利用して、個別に資金調達をする場合と比べて大規模かつ円滑な資金調達を行い得るメリットを享受していた・・・のであるから、ヴィヴェンディ・グループ全体の財務態勢が強化されることは、同グループ法人である原告にとっても、このようなメリットをより確実に享受することができることを意味するものであったといえる。」

### 三 検討——一般的否認規定による否認の論理——

以下に判旨を逐一検討する。

判旨①は、法132条1項の趣旨について述べている。

判旨②は、①を踏まえた上で、法132条1項の条文の解釈論を展開する。必ずしも明確ではないけれども、その意図するところは専ら法132条1項の法文の明確化・具体化にあると思われるが、①の趣旨と②で言及するところの法文を併せ見て、経済的合理性の基準を以て法132条1項への具体的事案の包摂可能性を判断する旨が述べられる。ここでかかる基準の定立を通じて“不当な税負担の減少”といった不確定法概念の明確化がなされているわけである。換言すれば、判旨②は法132条1項に対する不確定法概念としての課税要件に係る批判への解答とも言いうる。これにより、誤りを恐れず言えば、法132条1項の議論は最早不確定法概念への包摂の問題ではなくなり、強いて言えば、明確な基準への包摂可能性の議論へと変換される。とはいえ、経済的合理性の基準へと明確化された否認の要件であるけれども、要件として否認対象の取引が個別具体化されたと言えるほどの明確化でないことは言うまでもない。この点は後に改めて触れる。

なお、判旨②は、引用はないが<sup>5</sup>、最判昭和53年4月21日訟月24巻8号1694頁の判示に倣うものである<sup>5</sup>。この点で、本判決は、先行する最高裁判例の枠内にある。

判旨③であるが、ここで法人の経営判断に基づく裁量性の承認が読み取りうる。これは会社法上の経営判断の原則<sup>6</sup>に係る言及であるかとも考えられるが、それはともかく、判旨によれば、会社の意思決定に係る広い裁量が認められるということは少なくとも言えそうである<sup>7</sup>。そして、同時

に、判旨③においては、経済的合理性については、その合理性の程度を問わないということも言われる。これは経済的合理性について厳格に捉えようと、予測可能性、課税要件の明確性の侵害に行き着くという弊害から導き出されている。この立場によれば、前叙の経営判断の尊重も踏まえると、結果として、法132条1項の適用可能性は狭くなるということはやさしい。このように、経済的合理性についてそれを厳格に捉え、つまるところ、合理性を備える取引像を経済的合理性の基準の中に措定し、個別具体的取引がそれに包摂されるか否かの検討がなされるとすれば、経済的合理性という概念は未だに抽象性が高く、経済的合理性を個別具体的取引に認めるか否かは結局個別の事案ごとに検討せざるを得ないわけであって、それは納税義務者が事前に自己の取引が法132条1項により否認されるか否かを知ることはできないことと同じである。そこで、経済的合理性に包摂される取引の幅を逆に広く観念し、その上で否認可能性を議論するとすれば、前叙のごとく否認可能性は相当程度に狭くなり、結果として、納税義務者の選択した法形式が租税法上尊重されるという帰結に行き着きやすいことになる。これはわが国の学説において主張されるところの、租税法の自由主義的理解(自由主義税法)<sup>8</sup>に親和することになり、理論的に首肯できるものである。

なお、以上のように、一般的否認規定による否認に際して、原則的には納税義務者の選択した法

<sup>5</sup> 近時の東京地判平成26年5月9日訟月61巻11号2041頁、東京高判平成27年3月25日訟月61巻11号1995頁においては、右最判の引用のもと、同旨の件がある。また、法132条に係る判例動向については、渡辺徹也『スタンダード法人税法第2版』(弘文堂、2019年)299頁以下。

<sup>6</sup> 会社法上のそれについては、例えば、江頭憲治郎『株式会社法 第7版』(有斐閣、2015年)471頁以下、伊藤靖史/大杉謙一/田中亘/松井秀征『会社法 第4版』(有斐閣、2015年)232頁以下、岩倉正和/太田洋編著『M&A 法務の最先端』(商事法務、2010年)32頁。

<sup>7</sup> 税務上の判断に係る経営判断については、参照、谷口勢津夫『税法基本講義 第6版』(弘文堂、2018年)403-404頁。所論は、私的自治の原則の適用に係る場面での当てはめを想定する。また、東京地判平成29年3月8日LEX/DB25553808は、原告たる納税義務者の取引が仮装行為か否かを判断する際に、「・・・本件各取引の経営判断上の意義として原告らが主張する内容・・・には相応の合理性が認められる・・・」(傍線部は筆者による)として、原告の主張を経営判断としてみて合理性がある旨述べる。

<sup>8</sup> 谷口・前掲注(7)10頁。

形式が尊重されることになり、結果として否認可能性が著しく狭まるということを議論するに際して、ここで付言すべきは、一般的否認規定による否認と租税法律主義との相克の問題であろう。筆者も別稿で検討したことがあるが、課税要件が必ずしも明確とはいえないそうした一般的否認規定の適用を正当化するために、それを例外的に適用するというルールに基づくことによる正当化の可能性<sup>9</sup>については触れておくべきであろう。すなわち、一般的否認規定には課税要件明確主義に係る予測可能性、法的安定性の欠如があるため、その適用可能性を限定することで正当化することである。さて、判旨③のように経営判断を尊重すれば結果として法132条1項の適用可能性は限定されるため、例外的適用を指向する立場との間に大きな違いはないとも考えられるが、判文上そうした考慮があるか否かは必ずしも明確ではない。

この例外的適用論の当否について、見方は複数あるけれども、敢えて理論的評価を行おうとすれば、結局は一般的否認規定のもとにおいては具体的な課税要件が法律上書き込まれるわけではないため、この立論は課税要件明確主義の問題に正面から応えるものではないと言いうる。確かに、先にも論じたように、合理性の欠如が明白である場合にはじめて当該規定が適用可能となり、結局は例外的適用に行き着くのかかもしれないが、しかし、厳密に見ると適用の例外性は、経営判断の尊重とは必ずしも同義ではないとも考えられる。すなわち、判旨によると不当性要件の会社に際して経済的合理性の有無が問題とされるところ、端的な例外的適用のみで法132条の適用が（その態様を問うことなく、いわば不当性要件の具体化としての経済的合理性基準の定立とその内実の解明を伴わずに）正当化されるわけではないと解される。

右に関連してさらに議論を進めると、一般的否認規定による否認をなす際には、課税要件明確主義の観点からの問題が指摘されるわけである。但し、裁判所による判例の蓄積で否認事例が漸進的に明確化されるとみることも不可能ではない<sup>10</sup>。課税要件明確主義の要請は法律の制定時も、さらには法律上も満たされないが、事後的に否認可能性のある事例は明らかとなる。換言すれば、予測可能性・法的安定性は事後的に実現されることと

なる。とはいえ、これは、厳密には租税法律主義の要請を満たさないことは言うまでもない。何故なら、課税要件明確主義が議論されるのは、課税要件の内容が制定された法律から読み取ることができる（しかも制定時点でそれが可能であることが含意されているというべき）ということを含意するからである。もし、裁判例の蓄積による予測可能性・法的安定性の実現を首肯するのであれば、租税法律主義の見方として、法律制定時点の課税要件の明確性のみを以て、その要請の充足の有無を判断するというわけではなく、要するに、立法活動の成果のみではなく、司法活動の過程も含めて明確となればよいということにもなるのである。これは争訟を経ることによって、いわば適正な手続を通じて税負担が事後的には明らかになることをどのように捉えるかという問題でもあるかもしれない。

また、続けて③について付言するけれども、予測可能性、課税要件明確主義にも言及があるところ、それを踏まえて判旨を読み取るとすれば、経営判断を尊重することによって、それが実現できるとするのであろうか。この経営判断の尊重は、予測可能性・法的安定性の観点からも、非常に重要であると考えられる。何故ならば、この判示を前提とすれば、結果論ではあるが、否認の可能性は相当程度に低くなるし、判旨②にいうところの“客観的、合理的基準”というまさに相当程度の明確性を伴う基準で以て不当性要件の充足可能性が明らかになると考えられるからである。したがって、判旨②の示すところも非常に重要であり、その判示の意義はここにあると言えよう。とはいえ、いくら“客観的、合理的基準”といっても、否認対象たる個別具体的取引が予め納税義務者に示されるほどに明確というわけではない。それ故、経済的合理性の基準に対する明確性という視点からの評価はなお検討の余地があると考えられる。

そして、判旨④であるが、これによると、否認対象となりうる取引に係る経済的合理性が仮に低くても、それを以て否認されることはないとされる。したがって、経済的合理性はその有無のみが

<sup>9</sup> 手塚・前掲注(3) 314頁。

<sup>10</sup> 手塚・前掲注(3) 315頁。

問題であって、その程度は不当性要件の充足に少なくとも重要な意味を持たないと考えることができる。これは、前に触れた判旨③の経営判断の尊重を前提としても導けるわけであって、まさに経営判断の尊重というまさに法人による意思決定を広く尊重するということになる。

判旨⑤では、同族会社という企業形態を選択することによる何らかの経済的目的の追求がなされているという可能性もあるということが前提とされている。企業形態の選択も納税義務者の自由であることを前提とすれば、こうした議論は展開されるはずであって、右の立場は正当であると考えられる。何故なら、自由主義がわが国の租税法制を貫く重要な原則であるという立場<sup>11</sup>をここで参照すると、私的自治の原則に対する租税法制による尊重は、取引だけではなく、組織選択・形成のレベルにも及ぶと見るのが自然と見るべきと考えられるからである。

加えて、これは判旨③に言うところの経済的合理性の基準による不当性要件の充足の判断という考え方にも符合すると言いうる。何故なら、通説に拠れば、「非同族会社の中には、同族会社にきわめて近いものから所有と経営の分離した巨大企業に至るまで、種々の段階のものがあり、何が同族会社であるがゆえに容易になしうる行為・計算にあたるかを判断することは困難である・・・」<sup>12</sup>という指摘があり、そうであるがゆえに、純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算を税負担の不当な軽減を結果とする行為・計算とした上で、それに当てはまるのは、経済的合理性を欠くものであると解すべきであるという立場<sup>13</sup>に通じると考えられるからである。この立場を敷衍すれば、問題となる行為・計算が経済的合理性を持つか否かの判断を行うに際して、会社形態は大きな意味を持たないという立場も導出できる。

そして、判旨⑥においては、経済的合理性の欠如のケースを具体的に挙げるのであるが、それは、問題となる取引が税負担の軽減の利益のみを目指すものであること、そうした取引が不必要なものであることであるとされる。すなわち、経済的合理性は例えば経営判断として法人の経済活動を遂行する上で合理性を有することを指すとされたのであるから、税負担の軽減のみを指向する取引の実施はそうした法人の経済活動を展開する上

で必ずしも重要ではない、より具体的に言えば、税負担の軽減を指向しつつある経済的目的を実現することは通常行われるところではあろうけれども、そのみの獲得を目指すことはまさに不当な税負担の軽減をもたらす行為・計算であるということであろう。かような取引は、判旨上必ずしも明確ではないが、損失の人為的創出と同性質のものであると判旨は考えているとも言いうる、また、判旨⑥の内容は判旨⑨にも関係するところではある。なお、不必要な取引の実施という要件も税負担の軽減という利益のみを獲得することと同義であるとも考えられるので、判旨⑥の挙げる2つの具体例の相互関係はなお整理する余地があるかしのれない。

加えて、前掲・東京高判平成27年3月25日においては、経済的合理性を欠く場合の例として、「・・・そして、同項が同族会社と非同族会社間の税負担の公平を維持する趣旨であることに鑑みれば、当該行為又は計算が、純粹経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含むものと解するのが相当であ」(下線部は筆者による)とする件がある<sup>14</sup>。本判決においては、判旨⑥に同様の位置づけを与えることが可能であるとすれば、本判決（特に判旨⑥）は経済的合理性の欠如に係る具体例を示したものという位置づけを与えることができることになる。

次に、やや飛んで、判旨⑨の内容に移る。判旨⑨は、言わば経済的合理性の判断の態様に関する判示を含むのであり、それによれば、判旨⑦、⑧を併せ見ると、確かに、法律の文言上否認対象は特定の個別取引を指すように思われるのであって、関連する複数の取引を包括して取引の文言を

<sup>11</sup> 谷口・前掲注(7)の該当箇所。

<sup>12</sup> 金子・前掲注(1)532頁。

<sup>13</sup> 金子・前掲注(1)532頁。

<sup>14</sup> なお、前掲・東京高判平成27年3月25日には、本文引用の直後に、「・・・このような取引に当たるかどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。」とする件がある。東京高判が述べる独立当事者間取引でない取引が行われることにより、即座に行為計算否認規定が適用されるのではなく、そうした独立当事者間取引ではない取引がなされたことに何らかの正当化事情があれば、適用がなされないというものか否かは必ずしも明確なものではない。

解釈するという立場には与することはできず、判旨⑨は正当であると考えられる。しかし、判旨⑨は、否認の直接的な対象のみではなく、まさに関連する取引も含めて否認対象取引の否認の可否を決すべきとする。これは、判旨⑦の言うところの直接基因行為を否認の対象として観念するということとは一見整合しない。そこで、この判旨⑨の言明を如何に解するかは整理する必要がある。租税法律主義の立場に基づけば、前叙のごとく、否認対象となる取引のみを基準とする必要があるが、関連する取引も含めて性質決定するとなると、そこにいわゆる段階取引法理<sup>15</sup>を適用するかのようである。この段階取引法理は、法形式的には別個独立の一連の取引を、裁判所が実質に応じ、税務上、1つの取引として取り扱うことを許容する原則であるとされる<sup>16</sup>。確かに、その内容については首肯できるが、段階取引法理の適用可能性については、「・・・当事者の意思を無視して、課税の観点から、単一の私法上の取引ないし行為・・・を複数の取引等に分解し、それらを複数の取引等の存在を前提に課税することや、逆に、複数の取引等を単一の取引等に引き直し、そのように引き直された単一の取引等を前提に課税することは、法人税法132条1項・・・の明文の否認規定に依らない限り、明文なき租税回避の否認・・・を行うに等し」<sup>17</sup>いとされるところであり、租税法律主義の観点から必ずしも肯定できない。要するに、条文上は行為・計算の単数的理解が法律の条文の正しい解釈であると考えられる。とするならば、判旨⑨の判示を如何に解すればよいか。引用文によれば、法132条1項に基づき段階取引の法理が言うところの解釈適用を行うかのようであるが、端的には直接基因行為の否認をなすべきと判旨⑦が述べるため、段階取引の法理を採用したものではないであろう。とはいえ、否認対象取引を真に否認するか否かは、結局、当該取引の背景事情をも探らなければなしえないとも考えられ、その限度で、直接基因行為に係る関連する諸事情も考慮に入れつつ、その否認の可否を判断するというものであろう。

判旨⑩から⑫においては、本判決に係るいくつかの取引について、経済的合理性を承認する旨判示されている。ここでは、経済的合理性が肯定される際に、何らかの経済的合理性を持つ典型的取

引が措定され、本判決での具体的取引がそれに当てはまるか否かという形態での判示はなされていない。逆に、かかる取引の合理性が本判決の事実関係に見られる文脈に照らして承認されているかのごとき判示である。既に見たように、判旨③、④はあくまでも納税義務者が選択した取引を租税法上も原則的に承認することに行き着きうるわけであって、そうであるから、判旨⑩から⑫は、判旨③、④の判示と整合性を持つということになる。

#### 四 結語

本稿は、一般的否認規定の問題を同族会社に係る行為計算否認規定に係る素材に基づいて若干の検討を行った。まず、判旨②に着目すると、本判決は、従前の同族会社の行為計算否認に係る判例に1つの例を付け加えたものとなりそうではある。そして、本判決から導かれる帰結の一つとして、右規定による否認の可能性は、結果として例外的となることである。すなわち、経済的合理性の基準が課税要件としての不当性から導かれ、そして、判旨③、④の内容からすると、経済的合理性が承認される行為・計算の類型には相当程度に広いものが考えられるのである。ここでは経済的合理性の基準が定立され、加えて、納税義務者の行為計算には経済的合理性が承認される可能性が高いとされていると言いうる。すなわち、これによれば、結果の視点からすれば、課税要件上の不明確性は減殺されると見ることも不可能ではない。したがって、否認の可能性が減少することを以て、課税要件明確主義の要請に応えるという行為計算否認規定の適用に係る態様がある。このことは、同時に、不当性要件について、それを租税法における不確定法概念の議論の枠組みから放擲するとすら言いうる。何故なら、ここでは、行為計算否認規定の解釈適用は不当性要件の単なる当てはめではなく、経済的合理性、さらには判旨⑥に示されるようなやや具体性を持った基準への包摂作業となるからである。

なお、法人の組織再編成と税制との関係は重要

<sup>15</sup> 西村あさひ法律事務所編『M&A 法大全(上) [全訂版]』(商事法務, 2019年) 924頁以下。

<sup>16</sup> 西村あさひ法律事務所編・前掲注 (15) 926頁。

<sup>17</sup> 西村あさひ法律事務所編・前掲注 (15) 926頁。

問題であるため、本稿で触れられなかった諸点は別稿で扱うこととしたい。加えて、本稿冒頭でも若干言及したように、租税回避に係る一般的否認規定の立法可能性も追求されるべきであるため、かかる問題も重要な検討課題として挙げられうる。また、本稿における判旨の理解についても、関連判例をも参照しつつ、別の機会に改めて深く検討したいと考える。